慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	渡辺國廣君学位授与報告
Sub Title	
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.2/3 (1974. 3) ,p.149(87)- 151(89)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学位授与報告
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19740301-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

れて行く。

資本＝賃労働の両面において検討されたごとく，資本＝賃労働の全社会的な再編成・構造変化のなかで成立してくる「中小工業」を直接の担い手として，はじめて，ここに，わが国資本主義の経済構造上の問題として，すぐれて現代的な性格をもつ「中小工業（中小企業）問題」が登場してくるのである。それが独占資本主義段階における国家政策の対象として取上げられるに至る。この時期の「中小工業問題」が前段階のそれと異る所以は，問題の主体が機械制工業時代における資本制的な中小経営であるとともに，問題の本質が独占金融資本による産業経済の支配とその再編成とに根ざしていたことにあったのである。すなわち，この期の中小工業問題は，独占資本の支配・収奪による中小経営の没落，窮乏化の問題でもあり，同時に，労働，失業問題，社会問題としてあらわれてくるところに，国家により中小工業対策を不可避にした理由があったのである。かくて，この時期にみられる基本構想の中に，後の諸段階の中にみられる中小工業政策の「原型」を指摘することが出来るのである。

中小工業発達本史の部分は，尾城君が最も力を注いで検討を加えて来たものであって，中小工業の本格的形成と展開をこの時期に積極的に主張する尾城君の研究は，この時期にみられる「中小工業問題」やそれに対する対策の検討と共に，多くの示唆をふくむものとして高く評価しうるものである。

（五）

昭和6年（9. 18満州事変勃発）より1945年敗戦までの15年間の時期は，準戦時体制より戦時体制へと移行する日本資本主義と，その下における「中小工業」の推移がここでの研究の課題である。この時期に，わが国においては，国家の直接的な経済統制を通じ，産業構造の高度化と，経済構造の大規模な再編成が強行されて行ったが，前段階において財閥独占資本の形成とともに出発した「中小工業」は，この過程で，いまや国家独占による支配・統制の下にその全面的な構造変化をとげ，戦争経済・軍需生産に果す役割は，従来とは異った新しい課題に直面することとなった。すなわち「中小工業」は，近代戦争遂行のための軍備拡充，重化学工業，軍需工業の育成，産業経済の国家独占資本的な統制化の推進が急速に進められる中に，その一部として，また準戦時体制を支える底辺的存在として，重視され，国家統制の下で再編成されて行くところに，準戦時的特徴がみられる。

この中小工業の再編成の過程は「工業組合法」によりすすめられ，国家統制化の第一歩を歩み出して行った。

この時期の重要な問題に「輸出中小工業問題」と「下請制工業問題」がある。前者は輸入資材の見返りとしての輸出の奨励を目的とし，輸出向製造の中小工業の奨励が行なわれ，一時期輸出工業を中心として中小工業の量的拡大・成長現象があらわれ，一見目ざましく注目されるに至ったが，実は，その発展は跛行的かつ不安定であり，窮迫的成長を示すものにすぎない結果となった。後者は「中小工業」問題を理解する上にきわめて重要であるが，下請制は準戦時，戦時体制の本格化とともにわが国経済の構造的矛盾克服のため「中小工業」の組織化が強行され，新しい大工業の支配・収奪のための組織化とともに問題とされた。「下請制」や「中小工業」の大規模の再編成を必須の条件としつつ戦時体制の組織強化につとめたが，そこには克服しえぬ矛盾がさらに激化し，日本の戦争経済は敗戦をまたずして，その再生産構造の崩壊により自滅の道を歩んだのである。

今日に直結する「中小工業問題」の基礎は実はこの時期の動向の中に形成されたのであって，戦争経済の段階は中小工業の発達の上で，すぐれて現代的意義をもつ時期とみることが出来る。

（六）

以上尾城君が提出された論文の内容に即して，「日本中小工業とその問題史」の主要論点を紹介して来た。尾城君の研究は，日本資本主義の歴史的発展段階の区分，それぞれの段階における社会体制・経済構造のあり方とその変貌，それぞれの体制の中で成立した「在来産業」―「小工業」―「中小工業」の歴史的性格，さらにそれを基盤として発生した「在来産業問題」―「小工業問題」―「中小工業問題」の実態の分析に捧げられている。本論文を総体的に考察すれば，尾城君が研究史序論において示した方法論的反省を土台に，「現状分析的」研究と「発達史的」研究とを統一的に駆使せんとする努力，とくに「発達史的」研究に重点をおき行なわれた本論文は，日本資本主義の発達に即したわが国「中小工業」の位置づけ，「中小工業問題」の本質を検討せんとする所期の目標をほぼ達成しえたと言いうるであろう。尾城君の研究が広く学界に貢献しうると評価しうる諸点を列挙すれば，

(1) 過去において中小工業論および業種別中小工業史並びに中小工業政策史分野での研究を多くみることが出来るが，中小工業および中小工業問題を，発達史的に，日本資本主義の構造的推移の過程の中に位置づけた「日本中小工業史論」と完結した研究としては，尾城君の本研究をもって第一におしうること。

(2) 明治中期より末期の時期に，「小工業」および「小工業問題」を，近代的工業発展の限界の指摘との関連において位置づけたこと。

(3) 明治末期より大正期におけるわが国の独占資本の形成，産業支配の構造の中に，「中小工業」の本格的成立を日本資本主義の総構造的視角より分析し，「中小工業問題」の特質を解明したこと。

(4) 資本の社会的編成および賃労働の社会的編成の概念を用い，統一的に資本主義の構造的特質および中小工業の特質を解明したこと。

(5) 生産部面のみでなく，金融面や流通機構の側面をも綜合して「中小工業」を解明したこと。

(6) 準戦時・戦時体制の中における「中小工業」の変質の中に，戦後の「中小工業問題」の原型を見出し，戦時と戦後の経済構造の継承を明白にしたこと。

等である。尾城君の提出論文のごとく，中小工業および中小工業問題を日本資本主義の歴史的発展との有機的・構造的に関連させつつ解明した業績は，高く評価して良く，今後の中小工業研究に多大の貢献をなすものであると考えられる。

本研究に指摘さるべき欠点や，取扱われず今後に残された問題が無いわけではない。また，本論文が明治維新以後敗戦期に至る長期間にわたる時期に発生した諸問題を，統一的，綜合的に検討せんとしたところから，その叙述がやや概論風に堕し，重複しているうらみが無くはない。さらに，本論文にて使用された諸資料や立論の根拠について先学の研究にいささか安易に依存しているきらいもないではない。資料の操作に一工夫あってしかるべきだと思われるところや，根本資料に立入っての再検討の作業を必要とすると思われるところも散見された。しかしこれは「中小工業問題」を現状分析的および発達史的方法を綜合せんとする尾城君の意図が然らしめたものと思われる。尾城君がこれまでに行なった極めて実証的ないくつかの業種に関する歴史的研究並びに実態調査研究は本論文を補完し，裏づけているものと考えられる。したがって，これらの調査研究を考慮するならば，この点は本論文の致命的な欠陥とはならないのである。

ここに，尾城君の学位請求論文の内容を検討し，論文に見られるすぐれた識見と独創性とを高く評価し，我々審査員一同，本論文は「経済学博士」の学位授与に値するものであると結論した次第である。

論文審査担当者　主査　島崎　隆夫
副査　伊東　岱吉
副査　中村　勝巳

渡辺國廣君学位授与報告

報告番号　乙第432号
学位の種類　経済学博士
授与の年月日　昭和45年3月19日
学位論文題名　「フランス農業史の研究」

内容の要旨

「フランス農業史の研究」論文要旨

渡辺　國廣

フランス農村は自家経営の広範な存在に特徴があった。自身で土地を持ち，家族労働を投入することにより，生活がまっとうせるのである。かかる体制はまた農業経済の原基でもあった。この維持くらい困難なものはない。しかしなおフランスでその存続が可能であったとすれば，いかなる関係からか。

（一）　もともと土地は，それを所有する者の本格的な生活の場にほかならない。しかしかかるものとしてそれを維持するには，多大の困難がともなった。自立の状況を彼は，領主に対し保護を申出ることで持続しようとした。第一編はこの間の事情について関説する。

領主の保護を受けるという以上，当然その代償は覚悟しなければならない。領主はこれを，領主自身の財産に対する諸負担として要求した。土地である時，彼は労働力の提供者に仕立てられた。また領主の財産が公共物件として現象する場合，その使用を強制されるということで，彼は領主から自立の保証を得た。財産により自立しようとする時には，拘束を受けた。そしてこれはもっぱら，領主が財産を所持する仕方にかかわる問題でもあった。領主の狙いといえば，農民の土地を領主の経済に必要な直接的手段に供しようという点にほかならない。しかしフランスの場合，領主の勝手が封じられた点に特徴があった。領主の規制は，土地所有から皆を駆逐するまで徹底し得なかった。そし

てこれと関連しては，王の必要ということが考えられよう。王は土地で自立する者を確実な担税者とみなした。担税者として彼は安定していることが望ましい。領主の勝手，これを封ずる王の財政必要，そのかかわり合いのなか，土地による自立という状況がフランスにおいて定着することになった。しかしまた，自家労働による自立を保証しながら，これを収奪することは，能率がよかった。かくして領主は，土地所有から締出された奴隷をも土地に定住させ，一人前に仕立てるべく積極的ですらある。そしてこれによっても，農民の経営は一般化してこよう。今や領主の下，独立自営を続ける者の創立が狙われたのであった。

(二) 皆が自立に必要な規模だけ持つのである。かかる場がマンスにほかならない。それは土地と家からなる。いわば複合体で，彼はこれを領主の規制の下に持込み，所有をまっとうし得た。しかし財産に対する侵害は単にそれだけにとどまらない。同時にまた技術の状況にもよった。そして第二編では，この点を扱う。

周知の如く，彼は畠で耕作と牧養を両立させ，自給という伝統的な目的の達成を期した。同じ土地を二様に使分けたいのである。実にそのための開放耕地であり，耕作強制。村が共同体でなければならないのは，こうした措置の運営に円滑を期さんがため。今や彼の経営は，共同の規制に服す。領主と共同体と，この二つを前提に，土地は財産として，所有者のため自立を保証するということになった。彼はまた入会地を利用できる。これにより自立に必要な状況は一段と強化された。しかし領主の間で，入会地は早くから収奪の対象。収奪の進行のなか，村は深刻な不安に追込まれた。入会地を欠く時，この段階では再生産に必要な絶対的条件の喪失を意味した。入会地に寄せる村の関心はなみなみならない。しかし王は，村と領主と，いずれに加担したものか，態度をきめかねた。

(三) 所有財産で自立が不可能な時，誰もその維持に魅力を感じない。かかるなかで，土地の移動が活発化した。領主はその際，有利に振舞い得た。ブルジョワもまた領主にまで上昇することにより，土地市場において有利な立場に立とうとした。こうした集積財産で，領主は貨幣を狙う。そしてこれを手っ取り早く実現するため，土地は耕作を望む人々に対し賃貸されることになった。第三編ではこの事態の意味づけに従う。

土地を収入源に仕立てるべく，賃貸借の関係に組込むのである。かかる際，土地をフェルムとして一括，賃貸。かかる賃貸では作業場の付設を特徴とする。賃借者はフェルミエと呼ばれた。その前身はといえば，ラブルール。彼はすでに世襲の土地を喪失し，土地の賃借に生活のすべてを託することになった。彼に自身の役畜があったことにより，かかる転進が可能となった。今や生産過程における危険はすべて賃借者たるフェルミエがおう。そのこととのなかで役畜すら手放さざるを得ない場合も出た。これと共に領主は，財産管理を非常な重荷と感じた。彼はフェルムの賃借者に必要な，役畜の提供者を求めた。都市の商人がこの要望を受けて立った。商人はこれを機に土地の一括賃借に成功し，フェルミエ・ジェネラルに転進する機会をつかんだ。しかしまた領主は，フェルムに組込み得ない土地についても，これを賃貸借関係に組込み，貨幣の獲得を狙った。はんぱな土地であり，それを賃借したからといって，生活がまっとうせない。しかし役畜がなく，土地も欠乏していた貧農が，生活の不足分を補充すべく，その賃借に殺到した。

論文審査の要旨

「フランス農業史の研究」と題する渡辺國廣君の学位請求論文は，9世紀から18世紀末の革命に至る間のフランス農業の構造と，そのなかを貫く変化の基本線を摘出したものであって，その論旨を要約すれば次の如くである。

まず著者は，原初において誰も土地で自立する状況にあったと見，農民とは自身で土地を持ち家族労働を投入することによって生活を全うする状況にある者と規定する。彼らが9世紀に成立した領主制のもとに置かれたのも，自立という伝統を保持するためであって，有力者たる領主に保護を申出た代償として様々な負担の課徴を甘受したのであった。この従属しても土地財産によって家族を扶養し得た点に，フランス農民の特徴を置く著者は，本論文一編「人間」においてこの間の事情を詳述する。

農民は領主制のもとで，領主との関係においてのみ自立し得た。このことは領主が農民との連繋の上に立っていることであり，その限りで領主の恣意的行動は封ぜられているのであった。これに加えて，領主に比して優勢な国王は，確実な担税者として土地で自立する者の安定化を望んだ。著者は，この国王と領主と農民との三者の対立・結合関係のなかに，フランスにおいて土地による自立，農民的所有が維持された根拠を見出すのである。

第二編「土地」においては，まず農民の家産たるマンスの規模が地力の較差の存在のため地方によってかなり相違することを考察し，9世紀に普及した一家族一マンスの原則も，領主が人と土地とを生産の主要な要素として明確に区別し，別個の課税対象とすることを図ったことを機縁として破綻し，マンスの分割——細分化となることを追求する。ここに土地で生活する者を一元的に扱うことはできなくなる。すなわち独立自営を続ける者の他方に，自己の財産が不足となり他人の土地に依存する者が現われたのである。ついで著者は，それまでの間，農民の自立を保証した入会地の利用が領主の収奪の対象とされ，その進行に伴って彼ら農民の生活が不安に追いこまれてゆく過程を詳細に辿る。この入会地利用をめぐる領主と農民の対立は社会不安にまで発展するのである。

第三編「貨幣」では，著者は農民層分解に視点をあてて，貨幣の重視がこれを推進した経過を分析する。ここで第一編に見た土地の性格が変化してくる。端的にいえば，土地は生活の自立経営の場から貨幣収得の場となったのであった。まず領主は土地獲得のために権力を行使し，いわゆる封建反動を惹き起す。すなわち著者は封建反動を，貨幣経済の浸透との関連で把えるのである。これが農民側の反撥を招くのは当然であるが，この過程は同時に農民上層，ブルジョアの抬頭によって伴われている。いまや土地は収入源として賃貸借の関係に組みこまれてゆく。それは土地によって独立自営を続ける者の傍らに，土地の賃借によって生活を維持する者の出現を意味する。土地はフェルム（貸付地）として賃貸された。賃借者（フェルミエ）の前身は概ねラブルール，すなわち世襲の土地を失い僅かに役畜を所有するがために土地の賃借で生活できた者である。しかも生産上の危険はすべてフェルミエの負担となったため，やがてその役畜すら手放さねばならぬ場合も生じた。ここに彼らに代って貸付農地の総括管理者となったフェルミエ・ジェネラルの多くは，都市の商人であって，穀物を扱いその価格の釣上げを策することが少なくなかった。役畜を持たず土地も不足した貧農は，生活のために零細な土地でも賃借しようと狂奔した。この土地の需要に対応すべく，土地の造成たとえば開墾や干拓が進められたが，入会地の開墾は，領主による入会地の収奪と並んで，専業農たるラブルールとの対立を深めざるを得なかった。しかも土地不十分な兼営農のマヌブリエの立場は，土地造成・入会地開墾の点でラブルールと対立すると共に，領主や上層農民の入会地独占に反対するということでラブルールと連合するといった複雑な形をとった。加うるに領主はマヌブリエの犠牲においてその地位の向上を目指すのに対して，国王はマヌブリエのラブルール化にその政権の安定の基礎を見出そうとした。かかる土地をめぐる社会関係・対立関係の激化の間に，アンシャン・レジールは終焉に近づくのである。

以上の要旨の本論文において著者の視点は，歴史における個々の行動主体の経済的動機に据えられているといってよい。そしてその行動の合理性をどのように説明するかという課題に答えようとしている。従って，たとえば領主対農民という関係においても，領主を単に搾取者という側面からのみ把えることはしないで，領主側にも恣意的な行動が制約される理由があるとし，そこから領主・農民双方の存在の合理性を見出そうとしている。といってそれが常に合理的・調和的であるというのではなく，その行動のうちに必然的にひそむ対立面がどのような問題を深めてゆくかを追求するのである。従って，本論文は社会経済史研究というよりは，著者の一史論というべきものと考えられる。

さらに本論文でもう一つ基調となっているものは，農民という概念である。著者によれば，農民は土地の上に自立して生活を営むことを本来の姿とする。彼らが領主制のなかに組みこまれたのは，自立経営を保持するための条件であったからであるが，そのなかで彼らは結局自立化の根拠を失うことになったのであって，フランス革命はこの失地の回復に外ならなかったと，著者は省察するのである。自由な土地所有に基礎を置く独立自営農民の広汎な創出がそれであった。そして著者はフランス封建制が，農民の従属とひきかえに，自立に必要な条件の確立，保護のもとでの自立という形で，農民の自立経営の維持をその根底に置いていたという点に，フランス農業史の特質を見出すのである。

本論文は著者独特の文体と難解な字句を以て飾られているが，上述の著者独自の着想は，新たな問題展開の緒口を与えたという点で高く評価されて然るべきものである。加えて著者が過去に公けにした幾多の研究業績に徴して，吾々は著者が経済学博士の学位を授与されるに価すると考える。

論文審査担当者　主査　高村　象平
副査　小池　基之
副査　島崎　隆夫